

# J R ひがし 労 仙 台 業 務 部 情 報

2021年4月8日

N O , 0 3 5

J R 東 労 働 組 合 仙 台 地 本 業 務 部

発 行 責 任 者 : 横 山 裕 介

## 申21号 運輸区社員の時短行路時における駅業務実施に関する緊急申し入れ提出!

ひがし労仙台地本は、3月31日に申21号「運輸区社員の時短行路時における駅業務実施に関する緊急申し入れ」を提出しました。これは、4月1日より実施された、山形運輸区社員の時短行路時における山形駅での業務（改札・案内）に対しての不安の声を受けて申し入れしました。社員の発意によって実施するものを否定することではありませんが、不安を持つ社員がいることも事実です。また、今後はこのような業務がさらに波及していく事が考えられます。施策を実施するにあたっては従事する社員の不安を解消し、働きがいを損なうことのないような環境を創り出していかねばなりません。今後の課題等について、団体交渉の中で真摯な議論をしていきます。

- 1、取り組みを実施するに至った経緯を明らかにすること。
- 2、現業機関を越えて就業させる場合のメリットとデメリットを明らかにすること。
- 3、乗務係等を営業系の業務に就かせられる就業規則上の根拠を明らかにすること。
- 4、「上長の指示」が全く別の現業機関で就業させられるとする、就業規則上の根拠を明らかにすること。
- 5、本取り組みを実施するに当たって、会社として想定した営業事故等とその対応を明らかにすること。
- 6、本取り組みを実施するに当たって、対象となる社員に兼務発令を出さない理由を明らかにすること。
- 7、山形運輸区兼務発令を出す山形駅助役の人数を明らかにすること。
- 8、前項の助役が年休や忌引等で急遽不在になった場合の対応について明らかにすること。
- 9、駅で就業中の車掌に、営業事故や旅客による暴力等が発生した場合の以降の乗務について、どのような対応をするのか明確に定めること。
- 10、営業事故等で、急遽乗務できなくなった場合に備えて、要員を確保すること。
- 11、本取り組みを実施するに当たって、対象となる社員の希望を十分に尊重すること。また、丁寧なコミュニケーションをとること。
- 12、山形運輸区・山形駅全社員が納得感を得られるような説明の場を設けること。
- 13、本取り組みを実施する前に、対象となる社員への必要な教育を責任持って実施すること。
- 14、本取り組みを担った社員の意見を十分に聞き取った上で検証し、検証した結果を当該職場全社員に周知すること。
- 15、他運転職場において、同様の取り組みを検討しているのか明らかにすること。

職場の一人ひとりの声を基に、働きがいのある環境を創り出そう!